

朝霞和光資源循環組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和2年10月1日から、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、朝霞和光資源循環組合を設立することについて協議する。

令和 2年 7月20日

朝霞市長 富岡 勝則



和光市長 松本 武洋

